

厚木市立玉川小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子供たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、テレビを中心とするメディアでは、相手の欠点を指摘する「いじる」場面がよく見られ、それが笑いにつながる楽しいことと認識されています。

インターネットの発達により、子供たちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。その背景には、子供たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子供を取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

●いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。

●いじめは、相手の尊厳を損ねる卑怯な行為であり、絶対に許されない**人権侵害行為である。**

以上の点から、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

● いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」「**再発防止**」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。

● また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備

4 厚木市立玉川小学校 いじめ防止等対策協議会

No.	関係団体等	役職等
1	玉川地区青少年健全育成会	会長
2	連絡協議会	青少年相談員
3		青少年指導員
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
5		主任児童委員
6		民生委員
7	警察・法務局	少年補導員
8		保護司
9	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
10	学校	校長・教頭・総括教諭・児童指導担当・養護教諭・元気アップアシスタント

※検討内容、事案により関連した部署の参加により協議会参集者を決定します。

5 具体的な取組

(1) 「未然防止」に係る取組

- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級経営に努めます。
- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- インターネット等を利用したいじめの未然防止、早期発見にむけた学習会を児童・保護者向けに実施します。
- 道徳、学級活動を通して、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高めることで、「命を大切にする心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる心」を育てます。
- 特に配慮の必要な児童に対しては、該当児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うと共に、保護者と連絡を取ったり、周囲の児童に対して必要な指導を行ったりします。
- 発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。

(2) 「早期発見」に係る取組

- いじめアンケートや学校生活アンケート、教育相談等により、児童の声を聴く機会を設けます。
- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 担任以外の複数の教員が児童に関わる体制を整えます。
- 保護者が、気軽に相談できるように、懇談会やレクレーション等にPTAと協働して取り組みます。
- 教職員間での児童観察による情報交換を毎週水曜日の打ち合わせで行います。
- 学級懇談会、保護者との教育相談などを通して、直接、保護者の声からいじめに関する情報を取り入れるように努めます。

<未然防止と早期発見に関する取組年間計画>

(4月1日現在)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容	○ ○ 「よい子のくめそく」指導	○ ○ ○ ○ ス・マホケータイ安全教室 児童・指導員 中・学・区・連 学・校・区・支 期・校・区・援 生・活・目・標 活・動・指 指・導	○ ● ● 保護者・児童 生活・いじめ 教育・アンケート	○ ○ 中・学・区・連 期・校・区・絡 休・業・前 業・前・生 連・絡・協 協・議・会	○ ○ 2 児童 学 期 指 期 生 導 生 活 目 標 会	○ ○ 中 学 校 校 区 連 区 連 絡 協 議 会			● ● 生 活 ・ 理 生 活 ・ 理 い じ め い じ め ア ン ケ ー ン ケ ー ト	○ ○ ○ 保 護 者 教 長 期 休 業 期 休 業 前 教 育 相 談	○ ○ ○ ● ● 3 児童・生活・理解 学 童 指 導 全 体 期 生 活 目 標 支 援 教 育 全 体 指 導 指 導 会		・ 長 期 休 業 前 生 活 指 導

(未然防止＝○ 早期発見＝●)

(3) 「適切な対応」に係る取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、被害児童の保護及び支援を第一に考えた体制を整え、問題解決に向け組織的に取り組みます。
- 必要に応じて「拡大児童指導部会(ケース会議)」を開催し、早期の解決に向け、組織的な指導方針を検討します。
- 被害児童について、保護者との連携を図りながら、継続的な教育相談を行い、寄り添い支援を行います。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報します。

(4) 「再発防止」に係る取組

- いじめ防止基本方針について、職員全体で再確認を行い職員全体のいじめに対する意識を向上させます。
- 被害児童や保護者へ事後に、その後心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により継続的に確認していきます。
- 加害児童へ指導を行い不適切な行為がなくなったことを確認したうえで、定期的に教育相談にて事案に対する振り返りを行います。
- 必要に応じて、全校児童を対象に再発防止対策を行います。

6 重大事案への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策協議会」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。